第７回鹿児島地区合併協議会会議結果

日時　平成 15 年 8 月 29 日（金）午後２時 30 分

場所　かごしま市民福祉プラザ　５階 大会議室

１　開　会

・新委員の紹介

２　会長あいさつ

３　議　事

第 21-2 号議案　町名・字名の取扱いについて（継続協議）

○　委員から、本議案については町議会特別委員会を開き審議したところ、原案どおり賛成することになった。具体的な町の名称については、本議案の採決後は、各町に委ねるということであるので、吉田町としては、住民アンケート調査を行い、その結果を尊重しながら決定をしていくよう町長に申し入れている旨の発言あり。

○　委員から、喜入町の調査特別委員会としては、歴史的背景などから、この３案以外に喜入町大字地番という呼び方を残してほしいとの発言あり。

　これに対し、専門部会から、例えば、鹿児島市喜入町生見何番地という呼び方の要望も専門部会の中であったが、やはり鹿児島市も２７２町あり、字を付けない形で統一したいということで専門部会で協議し、第２１－２号議案を提案したのでご理解を賜りたい旨の説明あり。

○　会長から、町名・字名については、当初桜島町から非常に強い要望があり、それに喜入町の方からも付随して話があったことから、そのことを了とし、桜島あるいは喜入という名前を残すということを修正の骨子として第２１－２号議案を提出したわけであるが、これでは不十分であるということなのかとの発言あり。

　これに対し、委員から、喜入町には喜入という大字があり、喜入町というのは残るが、残りは喜入○○というような形になっていくことになり、調整が今のところ厳しいところがある。また、理解の把握がまだ足りていないということでこの案については賛成できないということなっている旨の発言あり。

○　会長から、喜入町喜入は喜入本町とか、一番地元の人が納得のいく名前を付けていただければ問題は解決するのではないかとの発言あり。

　これに対し、委員から、この件は私どもの方ではこの３案の他に考えられないかということと歴史的なことということがあるので、この場で結論を出すことになれば反対せざるを得ないが、今会長から提案されたように、そうであれば再度持ち帰って特別調査委員会にこれに諮って答えを出さざるを得ないのではないかと思うとの発言あり。

○　委員から、町名・字名については、１６会場で行った説明会とまちづくり懇話

会の中で論議をしてきた。松元町には松元という大字はなく、松元町という名前が消えることが予想されるが、１６会場では将来に垣根を残さない、将来の子供たちのために早く一体性を作ろうという観点から、特に松元町を残さなければならないという意見は出なかったと理解している。私どもとしては原案に賛成したいとの発言あり。

○　委員から、町名・字名の取扱いについては、これまで桜島町としても強く要望した結果、専門部会、幹事会、首長会で十分に検討いただき、再度調整案が示されたわけである。調整案は、桜島という冠を新たな住居表示で選択できる、町の意向を尊重するというものであり、町名が消えるということに十分な配慮をしていただいたと理解し、町の住民説明会や合併懇話会でも説明し、住民も納得していると聞いているので、桜島町としては、原案に賛成したいとの発言あり。

○　委員から、専門部会、幹事会、首長会においてもいろいろと調整した結果、提案されている。我々としては、この案に基づき、町内の集落説明会等を行い、いろいろな意見もあったが、最終的に郡山町としては、原案に賛成したいとの発言あり。

○　共通委員から、せっかくこれまでいろいろ議論を行ってきて、喜入町を除いて合意に達したわけなので、喜入町はもう一度持ち帰って、この協議会の雰囲気を伝え、説得も含めて、何とか本議案で合意できるようにご努力いただいたらどうかとの発言あり。

○　委員から、喜入町の場合、特別委員会での論議がそういう結果になったということで、その結果を発表せざるを得ない委員の立場というのは理解する。鹿児島市議会でも、鹿児島市の現行の制度でやるべきではないかという意見も出たが、いろいろ論議をした結果、最初に喜入なり吉田なりを付けることも考慮すべきではないかということでまとまった経過もある。そういう意味では、我々もかなり配慮をしながら、このことについては対応してきたことだけには理解をいただき、共通委員からもあったように、持ち帰っていただき、前向きに結論を出していただきたいとの発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については継続協議とすることを確認。

第２９号議案　上・下水道事業の取扱いについて（継続協議）

○　鹿児島市の水道料金の実態について、提出した資料に基づき専門部会から説明。

○　委員から、水道料金は原価を基礎としたものでなければならないという原価主義の原則があるが、今回の水道料金の決定に当たっては、地方公営企業法第２１条の趣旨が検討されたのか、また、合併後において、現鹿児島市の水道を桜島町民が飲むということは考えられないことから、鹿児島市の料金ではなく、いわゆる原価主義に基づく現行の桜島町の水道料金にすべきではないかとの質問あり。

○　これに対し、専門部会から、前回の第６回合併協議会の協議を受け、水道専門

部会を開催し、簡易水道事業の上水道事業への統合と水道料金を鹿児島市の料金に統合することについて、**1**市５町の間で再度、整理確認を行ったところである。

簡易水道事業の上水道事業への統合については、①水道事業については、経営基盤の強化のため水道事業の広域化が必要とされていること。②厚生労働省は、水道事業の一本化に当っては水道施設の連結を必要条件としていないこと、また、水道の広域化による管理体制の強化を図ることについて通知していること。③特に、近年水道事業においては、水源地等の老朽化した水道施設の更新やクリプトスポリジウム対策など厳しくなる水質基準への対応などが大きな課題となっており、事業の統合・広域化による経営基盤の強化が求められている状況であること。以上の状況から、水道事業を取り巻く厳しい経営環境を考慮すると、速やかな事業統合を行うことが必要である。

次に、水道料金を鹿児島市料金に統合することについては、①水道料金は公正妥当なものとされていることから、合併により同一自治体の住民となる利用者に対し、公平・平等なサービス、取り扱いをするべきであること。②料金は能率的な経営の下における適正な原価を基礎とするものとされており、個々の施設運営に係る原価でなく、事業全体の原価とされている。合併後は事業統合による効率的な経営を行うとともに、市民の一体性の確保を図り、また負担の公平性の原則により、同一の料金とすべきであること。③現在各町においても、それぞれ複数の簡易水道を運営しているが、簡易水道ごとの料金設定とせず町で統一した料金としていること。④現在１市５町については、それぞれ一般会計繰出金の状況、基金、積立金の状況、料金体系が異なっており、合併後は速やかに、制度、運用についても統合を図らなければ、使用者に公平・適正なサービスの提供ができないこと。このようなことから、水道事業の統合において、料金については、事業規模が大きく、既に公営企業として水道事業を運営している鹿児島市の料金制度に統合するとしたものである旨の説明あり。

また、会長から、水道料金は公共料金の中でも住民に一番身近で大事な公共料金である。中期財政計画において、将来効率化できるものは何かということも盛り込みながら、市民の代表からなる経営審議会や議会においても慎重な上にも慎重な審議をいただき、公正でできるだけ安い料金になるよう水道料金を設定しているので、その点はご理解をいただいた上で議論をしていただきたい旨の発言あり。

○　委員から、統合した場合、水道料収入は増収になり、経費面においては事務処理の統合などによって削減される方向であるので、合併後において水道料金の値上げはないと考えてよいのかとの質問あり。

これに対し、会長から、合併により５町の簡易水道を統合することになるが、給水人口全体からみて水道局の経営に直接大きな影響を及ぼすものではないと考えている。水道料金は、公共料金の中で最も住民に身近で大事な公共料金であるので、

可能な限り、値上げをしないよう努力していかなければならないとの説明あり。
以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第３４号議案　地域福祉事業の取扱いについて（継続協議）

○　委員より、本議案には賛成であるが、第３４号議案から第４１号議案までの議案８件に対する総括的な意見として、これら８件の議案の中で鹿児島市の制度に一元化することによって、所得制限が設けられたり、制度自体が廃止されることなどにより、５町の住民の中でこれまで対象となっていた方が対象とならなくなる事業については、今後においても配慮が必要ではないかという意見が特別委員会の中で出された旨の発言あり。

以上のような発言の後、本議案については原案どおり決定。

第３５号議案　介護保険事業の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第３６号議案　児童福祉事業の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第３７号議案　高齢者福祉事業について（継続協議）

○　委員から、優待入浴券交付事業は、６５歳以上６９歳以下の人であれば桜島町の白浜温泉センター、レインボー桜島温泉の一般風呂を半額で利用できる。増収と福祉の向上につながるこの事業は、高齢者福祉施策として現行どおり残すべきではないのかとの発言あり。

これに対し、専門部会から、使用料の取扱いについては、今後議案として提案する旨の説明あり。

○　委員から、生きがい対応型デイサービス事業については、サービスが低下しないように利用回数を週１回にするよう検討はされないものか質問あり。

これに対し、専門部会から、鹿児島市の生きがい対応型デイサービス事業については、介護保険制度に移行した時点でデイサービス関係は基本的に介護保険事業の中で取扱うという考え方のもと実施してきたところである。また、生きがい対策事業として、「お達者クラブ」、「地域ふれあい交流助成事業」「ふれあい会食事業」等を実施しているので、５町においては今まで以上のサービスができていくものと考えている旨の説明あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第３８号議案　障害者福祉事業の取扱いについて（継続協議）

○　委員から、身体障害者の方にこれ以上負担がかからないよう努力していただきたい。また、暫定措置が考えられるのであれば、そのような取扱いを要請して本議案に賛成する旨の発言あり。

○　委員から、吉田町の町内巡回バスの割引券交付事業は、鹿児島市の「友愛パス制度」との関係で「友愛特別乗車証交付事業の実施までは現行どおりとする」との調整方針が示されている。友愛パスと密接に関係のある敬老パスとすこやか入浴事業については、「次回以降に調整する」と提案されているにもかかわらず、この制度に関連する文言が出てきているという点では、問題があるのではないかという発言あり。また、調整項目の中に、施設の建設費及び運営にかかわる負担金が支出されていたものを「合併する翌年度に廃止する」という調整方針が示されているが、この負担に至った経過などを踏まると、負担を新市で引き継ぐことは新たな問題を惹起すると思われるので、合併までの間に該当の町で整理される方向で調整が行われるよう強く要請しておきたい旨の発言あり。

以上のような意見が出された後、本議案については原案どおり決定。

第３９号議案　生活保護事業等の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第４０号議案　健康づくり事業の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第４１号議案　保健衛生事業の取扱いについて（継続協議）

○　委員から、①合併後５町の保健センターは、保健センター業務を行う施設として引き継ぐことになっているが、どのような業務が該当するのか。②５町の保健センターには専門職が配置されるのか、また、さまざまな検診、予防接種等は町の保健センターで実施しているが、合併後も町の保健センターで実施できるように検討されているかという質問あり。

これに対し、専門部会から、①保健センターについて、合併後は「保健センター業務を行う施設として引き継ぐ」ものであり、実際に行われている事業については、できるだけ町の保健センターで実施できるよう引き継ぎたい。②保健センターの組織、職員の配置数等については、そのような業務ができる体制をとれるよう要望していく旨の説明あり。

○　委員から、５歳児歯科検診は、合併する年度の翌年度に廃止することになっているが、合併後の実施について検討する余地はないのかという質問あり。

これに対し、専門部会から、５歳児等の検診については、就学前の検診や幼稚園、保育所での検診等で対応していきたい旨の説明あり。

○　委員から、原案に賛成だが、精神障害者小規模作業所の運営にかかわる負担金については、当該町で「合併に合わせて整理する」という意向が示されたと伺っていので、負担金の整理と併せ、通所者の意向を聞く中で、適切な対応を図られるよう要請する旨の発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第４２号議案　交通関係事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第４３号議案　女性政策事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第４４号議案　姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第４５号議案　広聴広報関係事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第４６号議案　防災・防犯関係事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第４７号議案　コミュニティ関係事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第４８号議案　住民サービス窓口業務の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

４　その他

①次回の開催について

事務局から、１０月７日（火曜日）午後２時から「かごしま市民福祉プラザ」で開催予定である旨を報告。

５　閉　会